

報 道 資 料

令和6年7月19日

報道各社 様

静岡市消防局長

職員の懲戒処分の発令について

令和6年7月19日付けで、下記のとおり懲戒処分を発令しましたので、内容等について公表します。

記

- 1 該当職員
一般職員 50代 男性
- 2 事案の概要
該当職員は、平成29(2017)年4月1日から令和5(2023)年9月20日までの間に、隔日勤務の深夜勤務を実施していないのに給与（給料及び手当）を不適正に受給した。
- 3 懲戒処分の事由
地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
（信用失墜行為、職務専念義務違反）
- 4 懲戒処分の内容
停職6箇月
- 5 懲戒処分年月日
令和6年7月19日

【消防局長コメント】

当局職員が市民の皆様の信頼を損なう行為を行ったことについて、該当職員のみならず、このような状況を生じさせた組織風土にも問題があり、消防局を管理監督する者として深く反省しております。

今後、組織を挙げて再発防止と市民の皆様の信頼回復に向け、職員の服務規律の保持に、より一層取り組んでまいります。

令和6年7月19日

静岡市消防局長 いけだ よしあき
池田 悦 章

【連絡先】

静岡市消防局 消防部 消防総務課 大石
電話番号 054-280-0132